

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例等の改正の概要

- 滋賀県では、水質汚濁防止法の排水基準よりも厳しい排水基準を設定するとともに、**法の規制対象とならない事業場に対しても排水基準**を定めている。
- 令和6年1月、水質汚濁防止法の**一律排水基準**が大腸菌群数から**大腸菌数**に、その**許容限度**が現行の3,000 個/cm³に相当する大腸菌数**800 CFU/mL**に改正された【令和7年4月1日施行】。
- 令和6年5月10日付けの環境審議会会長から滋賀県知事への答申を踏まえ、**法と同様に**排水基準項目および許容限度を見直すための条例および規則改正を行う【令和7年4月1日施行】。

表 排水基準項目および許容限度の改正案

基準値	現行	見直し案	備考
【参考】水質汚濁防止法 (令和6年1月公布済)	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ (図のA, B, C)	大腸菌数 800 CFU/mL (図のA)	日平均排水量50m ³ 以上の 水濁法特定事業場に適用
上乗せ排水基準 (上乗せ条例※1)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の 水濁法特定事業場に適用
条例規則の排水基準 (公害防止条例施行規則※2)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の 県条例※3の特定事業場(横 出し特定事業場)に適用

※1：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）
 ※2：滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）
 ※3：滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）

【参考】大腸菌群数から大腸菌数に基準項目が改正された経緯

- ・基準設定当時の培養技術では、**大腸菌**のみを検出する技術がなく、**大腸菌**に代えて**大腸菌群**を検出する方法が糞便汚染の指標として用いられてきた。
- ・大腸菌群の測定方法は、**大腸菌**（A）検出を目的とするものの、糞便以外（土壌等）に分布する菌種（B）や非糞便性の菌種（C）も検出されるため、糞便汚染を的確に捉えていないという問題点があった。
- ・**大腸菌**（A）の簡便な検査技術が確立されたことから、より糞便汚染に対する指標性の高い指標に改正された（令和4年4月に水質環境基準が改正）。

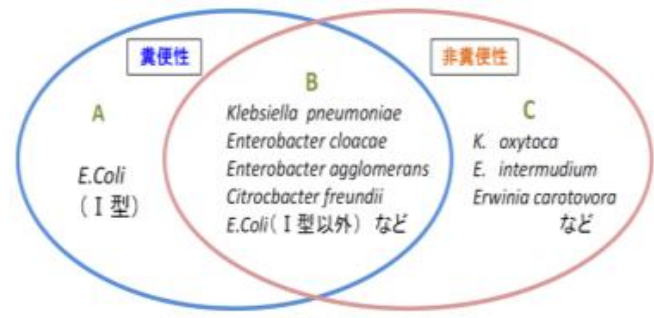


図 大腸菌群と糞便の関係 環境省HPより